

# 下呂市介護サービス事業者省力化・機械化促進事業補助金の概要

## (趣旨)

市内事業者の慢性的な人材不足を踏まえ、介護従事者の負担軽減や業務の効率化を図ることを目的とし、事業者が介護機器等を導入する契機となるように補助金の交付による支援を行います。

## (補助金の申請者等)

- ・市内に事業所を有する介護サービス事業者（法人）です。

## (補助対象となる事業)

- ・先駆的事业：この補助金を活用して、初めて導入する介護機器等を導入する事業
- ・横展開事業：先駆的事业により効果があると確認された介護機器等を導入する事業

## (補助対象となる介護機器等の区分)

次のいずれかの業務で使用される介護機器等が対象です。

### ○補助対象機器等の区分

ア 移乗介助、 イ 移動支援、 ウ 排せつ支援、 エ 見守り・コミュニケーション  
オ 入浴支援、 カ ICT キ 機能訓練支援 ケ 食事・栄養管理支援  
コ 認知症生活支援・認知症ケア支援

サ 生活援助、 シ 掃除・洗濯、 ス ICT以外の事務系業務

※ ここでの「ICT」とは、介護ソフト、タブレット端末、インカム、クラウドサービス、業務効率化に資するバックオフィスソフト（転記等の業務が発生しないことの環境が実現できている場合に限る）等を指します。

## (補助対象経費等)

- ・対象経費は、介護機器等の導入費用です。（設置等に必要となる経費を含みます。）
- ・補助金額は、補助対象経費に次の表に掲げる補助率を乗じた額から1,000円未満の端数を切り捨てた額です。

補助対象経費	補助対象業務	補助率	補助対象機器等の区分	限度額
介護機器等の導入費用	先駆的事业	3分の2	ア～コ	30万円
			サ～ス	15万円
	横展開事業	2分の1	ア～コ	20万円
			サ～ス	10万円

※リース・レンタルにより導入する場合の補助対象経費は、導入する日の属する年度内の賃貸料及び機器の設置等に必要となる経費となります。

(補助金の申請の回数)

同一年度における補助金の申請回数は、常勤換算方法により算出した「事業者に勤務する常勤の介護従事者数」に応じ、次のとおりです。ただし、四半期中においては、1回限りとします。

- (1) 30人未満 年1回、(2) 30人以上60人未満 年2回、(3) 60人以上90人未満 年3回
- (4) 90人以上 年4回

(常勤換算方法)

当該事業所の介護従事者の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の介護従事者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の介護従事者の員数を常勤の介護従事者の員数に換算する方法をいいます。

(補助金申請の流れ)

**※ 先駆的事业を行う場合は、1～3の手順を経ますので、日程にご注意ください。**

1. 交付申請前に「介護機器等導入計画書(様式第1号)」を提出していただきます。  
(※先駆的事业で効果が確認された機器等を横展開事業で導入する場合は、省略できます。)
2. 提出された「介護機器等導入計画書(様式第1号)」について、介護保険サービス事業者で構成する「介護保険事業者連絡協議会」にて計画についての参考意見を聴取します。

導入計画書の提出期限	連絡会議の開催時期
第1四半期 4月末	5月中旬
第2四半期 7月末	8月中旬
第3四半期 10月末	11月中旬
第4四半期 12月末	1月中旬

3. 市長は、参考意見を基に補助金の採択を行い、「採択・不採択通知書(様式第2号)」にて通知をします。
4. 採択を受けた補助事業者は、「補助金交付申請書(様式第3号)」に必要書類を添付して次の期日までに提出をしてください。
  - (1) 第1四半期 6月末日 (2) 第2四半期 9月末日 (3) 第3四半期 12月末日
  - (4) 第4四半期 2月15日
5. 事業が完了しましたら、導入した介護機器等によって得られた効果を「介護機器等導入報告書(様式第6号)」に必要書類を添えて、年度末までに提出してください。
6. 効果のあった機器等の導入を促進するため、実績報告で提出のあった効果を下呂市のホームページに掲載します。